

「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画（素案）」に対する意見・修正点 集約シート(案)

2023年11月17日
第3回藤沢市立学校適正規模・
適正配置検討委員会 資料2-2

6人 11件

意見の区分

- ア 取組手法について
- イ 通学区域について
- ウ 1クラスあたりの人数について
- エ 取組で考慮すべき事項について

反映の区分

- A 第1期実施計画に反映（一部反映）する
- B ご意見としてお受けし、今後の参考とする

★計画等の変更・修正は伴わないが、計画等に同意する意見 又は 計画等の趣旨に沿った意見

パブリックコメント

No.	意見の区分	主な意見の概要	市の考え方	反映の区分	実施計画（素案）の修正点
1	エ	児童数とともに、校庭の広さなども学区変更時に考慮すべき	ご意見のとおり、各学校施設はグラウンドの大きさや教室数が異なることから、通学区域の見直しの際には「学校施設の大きさも考慮」する旨を本計画に追記し、取組を進めることとします。	A	「第2章第1期実施計画の考え方」「1学校規模」に「なお、学校施設によって学校敷地面積やグラウンド面積、教室数は異なることから、本取組を推進する際には、学校規模と各学校施設の大きさも併せて考慮することとします。」を追記。
2	ウ	クラス定員は可能な限り少人数にすべき	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、1クラスあたりの人数が定まっております。なお、同法は2021年（令和3年）に改正され、小学校は1クラスあたりの人数を従来の40人から2年生以上（1年生は平成23年度から35人学級をすでに実施）を段階的に35人に引き下げ、令和7年度までに全学年で実施することとなっております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
3	イ	鶴沼藤が谷地区は片瀬小学校を選べるようにしてほしい	ご意見としてお受けし、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
4	ア	学校新設をすべき	学校の新設を含めた様々な手法の検討の結果、本計画では通学区域の見直しを行うことを前提とすることとしておりますが、既に検討を行った手法について、今後、適した条件が整った場合は、その手法について改めて検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
5	ア	学校新設をすべき	学校の新設を含めた様々な手法の検討の結果、本計画では通学区域の見直しを行うことを前提とすることとしておりますが、既に検討を行った手法について、今後、適した条件が整った場合は、その手法について改めて検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
6	ア	あらゆる情報を総合的に活用し通学区域の見直しシミュレーションを徹底的に行うべき	令和6年度以降、（仮称）藤沢市立学校通学区域検討委員会及びワークショップにおいて検討を行う際には、通学区域の見直しの考え方の指標を示し、各種情報を総合してその指標に基づくシミュレーションを行ってまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
7	ア	学校の新增設を考えるべき	学校の新設を含めた様々な手法の検討の結果、本計画では通学区域の見直しを行うことを前提とすることとしておりますが、既に検討を行った手法について、今後、適した条件が整った場合は、その手法について改めて検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
8	エ	1校の学級数は現場の教員の意見を聞くべき	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（2022年（令和4年）3月策定）」において本市における学校規模の基準を定めております。2022年（令和4年）9月に保護者や学校教職員を対象に実施したアンケートの結果では1校あたり12～24学級が適正と思う方の割合は90%以上あり、中でも小学校教職員は98.21%、中学校教職員は93.52%が適正と思うとの結果でした。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
9	ウ	クラス定員は国の定めがあるものの自治体でも決められるはずで、今の子どもたちの成長をよく考えてすべての子どもが理解できるクラス人数にすべき	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、1クラスあたりの人数が定まっております。なお、同法は2021年（令和3年）に改正され、小学校は1クラスあたりの人数を従来の40人から2年生以上（1年生は平成23年度から35人学級をすでに実施）を段階的に35人に引き下げ、令和7年度までに全学年で実施することとなっております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
10	エ	学校は公共施設で、非常時には大切な場所であるとともに、地域の文化の中心的存在であり、学齢児童生徒だけのものではなく、地域の宝であり文化の教室である。空き教室が生まれたら地域に開放して活用すべき。	学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災機能や地域の交流の場などの機能も持ち合わせており、地域コミュニティにおいて重要な役割を有していること、本市では学校と地域が一体となって地域の子供たちを育み、「地域とともにある学校づくり」をめざしていることなどから、学校と地域の連携の重要性をしっかりと認識し、取組を進めます。また、学校施設も公共施設の一部であることから、学校施設再整備の際は、教育施設として必要な機能を最優先とした上で、他の公共施設との複合化についても検討します。余裕教室が生じた際は子どもの居場所や地域コミュニティの機能を果たせる施設として検討することとします。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし
11	エ	簡易なこしらえではなく、きちんとした特別支援学級の教室を設置すべき。	特別支援学級がまだ設置されていない学校への就学のニーズや、余裕教室の状況、学校教職員の配置を勘案するなど、総合的に判断し、順次、特別支援学級の設置を進めることとしており、設置の際は特別支援学級の教室としての必要な機能や要件などを満たすように整備を進めております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	修正なし